平成２５年（フ）第２３号
神奈川県逗子市小坪５丁目13番10号
破産者　松井　眞弓
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３３３号
福井市川尻町第33号83番地１
破産者　道裏　新市
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
福井市二の宮２丁目29番６号　ケンヨハイツ203号、旧住所福井市開発１丁目201番地
破産者　食事処きみちゃんこと　堀井希巳江
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
岐阜県可児市渕之上251番地11
破産者　狩野奈穂美
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１７４２号
名古屋市中村区横前町515　キャトルセゾン２Ｂ、開始決定時の住所愛知県豊田市小坂町２丁目75番地　ハイツ近藤201号
破産者　寺島　　勲
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７０号
愛知県清須市西枇杷島町南松原13番地９　レジデンス松原903号
破産者　松谷　理生
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７６号
名古屋市港区南陽町大字福田前新田字ろの割221番地
破産者　大嶋　敬子
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２号
大阪府泉大津市東助松町４丁目２番５―205号、住民票上の住所堺市堺区海山町３丁148番地６　サンシティ海山Ｂ棟207号
破産者　山本　恵美
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５２１号
神戸市須磨区車字奥道谷920番地の14
破産者　生田　悦代
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０７号
神戸市灘区畑原通１丁目１番１号、従前の住所神戸市灘区上野通５丁目８番13号
破産者　仲井　　孝
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０４号
兵庫県姫路市新在家中の町17番22―102号　ニューハイツ新在家
破産者　岩田　章良
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６０５号
兵庫県姫路市新在家中の町17番22―102号　ニューハイツ新在家
破産者　岩田　洋子
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１０７号
鳥取県鳥取市安長334番地１、旧住所鳥取県鳥取市南安長３丁目73番地
破産者　丸山　恭司
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８６号
熊本市中央区南千反畑町11番12号　ハクベリーズ南千反畑603
破産者　木下　幸博
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２号
北海道室蘭市知利別町２丁目25番16号、前住所北海道室蘭市高砂町４丁目36番４号
破産者　櫻庭　克彦
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
北海道登別市新生町２丁目14番地11　第２ゆたかコーポ201、住民票上の住所北海道登別市柏木町４丁目29番地71
破産者　林　　政人
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
北海道伊達市南稀府町263番地63
破産者　小関　文子
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
栃木県真岡市さくら２丁目８番地１　ハミングハイツＡ棟101号
破産者　関亦　和一
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第８１号
山梨県南都留郡富士河口湖町浅川656番地
破産者　渡邉　和成
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係